担当調査区（第八条の二第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）	［略］	
［略］	［略］	［略］

（調査区の管理及び修正）

第十七条の二　市町村長は、総務大臣の定めるところにより、調査区を管理するものとする。

2　市町村長は、調査区について総務大臣の定める事由が生じたときは、総務大臣の定めるところにより、当該調査区を修正するものとする。

3　市町村長は、前項の規定により調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区地図等を修正しなければならない。

4　市町村長は、都道府県知事に対し前項の規定により修正した調査区地図等の有無を報告するとともに、同項の規定により修正した調査区地図等があるときは、当該調査区地図等を併せて提出しなければならない。

5　都道府県知事は、総務大臣に対し前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告するとともに、同項の規定により市町村長が提出した調査区地図等を審査し、提出しなければならない。

（調査票等の保存）

第十八条　総務大臣は、調査票を三年間、総務大臣及び経済産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。

担当調査区（経済センサス基礎調査規則第九条第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）	［同上］	
［同上］	［同上］	［同上］

［新設］

（調査票等の保存）

第十八条　総務省統計局長は、調査票を三年間、総務省統計局長及び経済産業大臣は、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十七号

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第五十八条の規定に基づき、更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月一日　　法務大臣　小泉　龍司

更生保護事業費補助金交付規則（平成十八年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
更生保護施設整備費補助金及び更生保護事業費補助金交付規則	更生保護事業費補助金交付規則
（通則）	（通則）
第一条　更生保護事業法（以下「法」という。）第五十八条の規定に基づき国が更生保護法人に対して交付する更生保護施設整備費補助金及び更生保護事業費補助金（以下「補助金」と総称する。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の定めによるほか、この規則の定めるところによる。	**第一条**　更生保護事業法（以下「法」という。）第五十八条の規定に基づき国が更生保護法人に対して交付する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の定めによるほか、この規則の定めるところによる。